

## 札幌市総合交通計画改定検討委員会 設置要綱

平成30年 2月26日

まちづくり政策局都市計画担当局長決裁

### (名称)

**第1条** 本会議は、「札幌市総合交通計画改定検討委員会」（以下「委員会」という。）と称する。

### (目的)

**第2条** 委員会は、「札幌市総合交通計画（平成24年1月策定）」について、社会経済情勢の変化や上位計画の策定状況、施策の進捗状況などを踏まえ、札幌市総合交通計画の改定に係る検討を行うことを目的とする。

### (選考委員会)

**第3条** 委員会の設置に先立ち、市民委員の選考等を行うため、札幌市総合交通計画改定検討委員会市民委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を発足して選考を行うものとする。

### (委員会)

**第4条** 委員会は、基本的に別表の委員をもって組織する。

- 2 委員は、選考委員会で選考された市民委員及び市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 3 技術的及び専門的な事項を検討する必要があるときは、委員会に部会の設置または臨時委員を置くことができる。
- 4 委員会は、札幌市総合交通計画の改定に係る検討が終了したときは、解散するものとする。

### (委員の任期)

**第5条** 委員の任期は、委嘱の日から最大2年間とする。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員は、委員会が解散したときは、委嘱を解かれたものとみなす。

#### (臨時委員)

**第6条** 委員会は、必要に応じて臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 3 臨時委員は、その者の委嘱に係る事項に関する検討が終了したときは、委嘱を解かれたものとみなす。

#### (委員長及び副委員長)

**第7条** 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、会議の議長となり、会務を総括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 委員長、副委員長ともに事故がある時は、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

#### (会議)

**第8条** 委員会は、必要の都度、市長が召集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開催することができない。
- 3 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者の会議出席を求め、説明又は意見を求めることができる。
- 4 会議の内容は、原則として公開とする。

#### (部会)

**第9条** 委員長が必要と認めたときは、委員会に部会を設置することができる。

- 2 部会に部会長を置き、委員長が指名する委員をもって組織する。また、部会長は委員長が指名する。
- 3 部会の会議は、必要の都度、部会長が招集する。

#### (謝礼)

**第10条** 会議に出席した委員の謝礼については、札幌市特別職の職員の給与に関する条例別表に規定する附属機関の委員の報酬日額に準じた額を支給することができる。

- 2 代理出席者に対しても委員同様の取扱いとする。

#### (事務局)

**第11条** 会議の庶務を行うため、事務局をまちづくり政策局総合交通計画部に置く。

- 2 総合交通計画部長は事務局を総括する。

(その他)

**第12条** この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員会において協議のうえ定める。

**附 則**

この要綱は平成30年 2月26日から施行する。

**附 則**

この要綱は平成30年 7月 9日から施行する。

改正履歴

平成30年 2月26日 設置（まちづくり政策局都市計画担当局長決裁）

平成30年 7月 9日 委員選任

## 別表

氏名	職業・役職	備考 (関係分野等)
たかの 高野 伸栄	北海道大学大学院工学研究院 教授	交通計画
きし 岸 邦宏	北海道大学大学院工学研究院 准教授	交通計画
おぎさ 小篠 隆生	北海道大学大学院工学研究院 准教授	都市計画
すずき 鈴木 聡士	北海学園大学工学部 教授	都市・地域経済
やすだ 安田 睦子	(有) インタラクション研究所 代表	まちづくり
いがらし 五十嵐 智嘉子	(一社) 北海道総合研究調査会 理事長	高齢福祉
わたなべ 渡邊 克仁	札幌商工会議所 地域開発委員会 委員長代行	経済・産業
つちだ 土田 史郎	(一社) 札幌観光協会 事務局長	観光・旅行
うちやま 内山 到	(公財) 北海道環境財団 協働推進課長	環境
ほんま 本間 孝一	(一社) 札幌地区トラック協会 総務部長	物流
てるい 照井 幸一	(一社) 札幌ハイヤー協会 専務理事	交通事業者
みとべ 三戸部 正行	札幌地区バス協会 参与	交通事業者
ふるかわ 古川 治彦	北海道旅客鉄道(株) 経営企画部主幹	交通事業者
しらishi 白石 一弘	札幌市交通局事業管理部 経営計画課長	交通事業者
あだち 足立 敬允	市民委員	公募
ふるいち 古市 典子	市民委員	公募
ほんま 本間 義美	市民委員	公募
みずさわ 水澤 雅貴	市民委員	公募
ふくはら 福原 英之	北海道開発局札幌開発建設部 都市圏道路計画課長	関係行政機関
ひらさわ 平澤 礼応人	北海道運輸局交通政策部交通企画課 課長補佐	関係行政機関
てらしま 寺島 進一	北海道総合政策部交通政策局交通企画課 交通連携グループ主幹	関係行政機関
やまもと 山本 正人	北海道建設部まちづくり局都市計画課 区域・施設グループ主幹	
おしだ 押田 亘	北海道警察本部交通部交通規制課 都市交通対策課長補佐	関係行政機関

※必要に応じて、臨時委員として追加選任を行う。